

2019
年度

地域別分別ごみ収集カレンダー

※収集時間、収集場所は地域によって異なります。地域の役員の方などにご確認ください。

※分別ごみを入れる指定袋はありません。地域に出せる分別ごみの品目は次のページをご覧ください。

地区	自治会名	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
吉武	吉留、山附、安ノ倉、中ノ尾	9 (火)	12 (日)	5 (水)	6 (土)	6 (火)	5 (木)	8 (火)	5 (火)	5 (木)	10 (金)	5 (水)	1 (日)
	城南ヶ丘、武本、久戸、向口、 教育大男子寮	11 (木)	11 (土)	6 (木)	5 (金)	7 (水)	6 (金)	6 (日)	6 (水)	6 (金)	12 (日)	6 (木)	5 (木)
赤間	赤間、石丸	12 (金)	10 (金)	7 (金)	7 (日)	8 (木)	8 (日)	10 (木)	7 (木)	7 (土)	13 (月)	7 (金)	6 (金)
	葉山、名残、富地原、緑町、桜、広陵台	14 (日)	13 (月)	11 (火)	8 (月)	9 (金)	9 (月)	11 (金)	8 (金)	9 (月)	14 (火)	8 (土)	8 (日)
	徳重、田久、陵巖寺、栄町、桜美台、 マンション赤間1区	15 (月)	14 (火)	9 (日)	9 (火)	12 (月)	10 (火)	14 (月)	9 (土)	10 (火)	15 (水)	9 (日)	9 (月)
赤間西	三郎丸、三郎丸団地(赤間地区)、土六、 城ヶ谷	16 (火)	15 (水)	10 (月)	14 (日)	10 (土)	12 (木)	15 (火)	11 (月)	12 (木)	19 (日)	10 (月)	10 (火)
	赤間ヶ丘、城山、大谷、泉ヶ丘、 アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前	17 (水)	16 (木)	8 (土)	11 (木)	11 (日)	13 (金)	16 (水)	17 (日)	13 (金)	16 (木)	11 (火)	12 (木)
自由ヶ丘	自由ヶ丘第1区会 (1・2・6・7丁目、西町、宗像アパート)	18 (木)	17 (金)	13 (木)	12 (金)	17 (土)	16 (月)	20 (日)	12 (火)	16 (月)	17 (金)	16 (日)	13 (金)
	自由ヶ丘第2区会(3・4・5丁目) 自由ヶ丘第3区会(8・9・10・11丁目)	20 (土)	19 (日)	14 (金)	15 (月)	19 (月)	15 (日)	17 (木)	14 (木)	17 (火)	20 (月)	13 (木)	16 (月)
	自由ヶ丘南第1・2・3・4区会、青葉台	21 (日)	18 (土)	18 (火)	16 (火)	20 (火)	17 (火)	18 (金)	15 (金)	15 (日)	21 (火)	14 (金)	17 (火)
河東	須恵、稲元、くりえいと	25 (木)	24 (金)	20 (木)	21 (日)	26 (月)	24 (火)	24 (木)	20 (水)	22 (日)	25 (土)	20 (木)	20 (金)
	福崎、池浦、ひかりヶ丘、樟陽台、河東	26 (金)	26 (日)	22 (土)	19 (金)	27 (火)	22 (日)	25 (金)	21 (木)	23 (月)	27 (月)	21 (金)	23 (月)
	城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、平等寺、 畑、本村、横山	27 (土)	27 (月)	24 (月)	24 (水)	25 (日)	25 (水)	28 (月)	22 (金)	24 (火)	28 (火)	23 (日)	24 (火)
南郷	昼掛、朝町、宮田、曲、後曲、朝野、 東旭ヶ丘	19 (金)	20 (月)	17 (月)	17 (水)	18 (日)	18 (水)	22 (火)	18 (月)	14 (土)	22 (水)	17 (月)	15 (日)
	大穂町、大穂、王丸、光岡、原町、野坂	22 (月)	21 (火)	16 (日)	18 (木)	21 (水)	19 (木)	23 (水)	10 (日)	18 (水)	23 (木)	15 (土)	18 (水)
東郷	久原、東郷村、東郷町、田熊町、田熊	23 (火)	22 (水)	19 (水)	23 (火)	22 (木)	20 (金)	13 (日)	23 (土)	19 (木)	24 (金)	18 (火)	22 (日)
	平井、大井、村山田、三倉、用山、 釈迦院、大井台、和歌美台	24 (水)	23 (木)	23 (日)	22 (月)	23 (金)	23 (月)	19 (土)	19 (火)	20 (金)	26 (日)	19 (水)	19 (木)
日の里	日の里1・2・3丁目、 日の里公団住宅3区	28 (日)	28 (火)	25 (火)	25 (木)	29 (木)	29 (日)	29 (火)	30 (土)	25 (水)	29 (水)	24 (月)	25 (水)
	日の里4・5・6丁目、 日の里公団住宅1区・2区	29 (月)	29 (水)	29 (土)	28 (日)	30 (金)	26 (木)	30 (水)	24 (日)	26 (木)	30 (木)	25 (火)	26 (木)
	日の里7・8・9丁目	30 (火)	30 (木)	30 (日)	29 (月)	31 (土)	27 (金)	27 (日)	25 (月)	27 (金)	31 (金)	26 (水)	27 (金)
玄海	多礼、田島、深田、牟田尻、吉田、江口(原)、 荒開、五月ヶ丘、下東、上中、段天	4 (木)	1 (水)	1 (土)	1 (月)	1 (木)	1 (日)	4 (金)	1 (金)	2 (月)	6 (月)	2 (日)	2 (月)
玄池 海野	田野1・2、池田1、江口(原以外)、山ノ上、 神原	5 (金)	2 (木)	2 (日)	2 (火)	2 (金)	2 (月)	7 (月)	2 (土)	1 (日)	7 (火)	4 (火)	3 (火)
池野	池田2・3、大王寺NT、玄海NT、桜町、 公園通り、下大、南ヶ浦	7 (日)	7 (火)	3 (月)	3 (水)	5 (月)	3 (火)	1 (火)	3 (日)	3 (火)	9 (木)	1 (土)	4 (水)
岬	上八1・2・3区、西町、中町、北町、千代川、 祓川、京泊東、京泊西	8 (月)	9 (木)	4 (火)	4 (木)	4 (日)	4 (水)	2 (水)	4 (月)	4 (水)	5 (日)	3 (月)	7 (土)
大島		毎月第2・第4木曜日午前8時～午前8時40分											
地島		毎月第2水曜日(ただし8月は第4水曜日)											

品目	出し方と注意点
①缶（飲食物の缶のみ） 	中身を空にし、洗ってきれいにする ※ボトル型飲料のスチール・アルミ製のキャップは ②金物 ※汚れがとれないもの、油が入っていたものは ②金物 ※つぶさずに出す
②金物 	電池がついているものは外す ストープは灯油を完全に抜き取る ※長さ1mを超えるものは粗大ごみもしくは清掃工場へ自己搬入で処分
③カセットボンベ・スプレー缶 	最後まで使い切って中身を空にする ※缶に穴は空けなくてよい
④使用済小型電子機器 	電池がついているものは外す ※下記に記載のないものは ②金物 ※携帯電話、スマートフォンは販売店へ または市役所、コミュニティ・センターに設置の回収ボックスへ
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【使用済小型電子機器に該当するもの】 電話機、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、懐中電灯、映像用機器、電子血圧計、音響機器、電気かみそり、電卓、電子体温計、ヘアドライヤー、電子辞書、ゲーム機、時計、カーナビ、カーステレオ、これらの機器の付属品（リモコン、ACアダプタなど）</p> </div>	
⑤～⑦びん（飲食物のびんのみ） ⑤無色透明 ⑥茶色 ⑦その他の色 	中身を空にし、洗ってきれいにする キャップ・栓・注ぎ口は外す ※飲食物のびんで汚れが取れないもの、化粧品・薬品の入っていたもの、割れたびん、油の入っていたびんは ⑧ガラス ※耐熱ガラス製品（哺乳びん、牛乳びんなど）は ⑧ガラス ※ラベルははがさず、貼ったまま出す
⑧ガラス 	びん類は中身を空にする ※割れたガラスは包み*から出してコンテナに入れる（*包みは持ち帰り燃やすごみへ）
⑨陶磁器 	一度に出せる量は5kgまで（片手で持てる程度の重さ） 5kgを超える場合は 宗像市不燃物埋立処理場 に持ち込む ※割れた陶器は包み*から出してコンテナに入れる（*包みは持ち帰り燃やすごみへ） ※コーティングされた漬物石は粗大ごみで処分
⑩蛍光管・電球 	割らない ※長さが1mを超えるものでも受入可
⑪乾電池 	※自動車・バイクなどのバッテリーは、販売店などに引き取ってもらう
⑫紙パック 	洗って切り開き、乾かす ※内側がアルミでコーティングしてあるものは燃やすごみ ※キャップ付きの紙パックは、キャップ部分を切り取る
⑬白色トレイ 	洗って乾かす ※両面白色で、つまようじが刺さる発泡トレイが対象 ※汚れが取れないものは燃やすごみ
⑭ペットボトル 	キャップ・ラベルを外し、中身を空にし洗う（キャップリング、注ぎ口は外さない） ※ペットボトルマークが付いているものが対象 ※キャップ・ラベルは ⑮プラスチック製容器包装 ※汚れが取れないものは燃やすごみ ※色つきペットボトルは燃やすごみ ※つぶさずに出す
⑮プラスチック製容器包装 	洗って乾かす ※プラマークが付いているものが対象 ※紙や金属などの別素材のラベルなどはできるだけ外す ※汚れが取れないもの、油の入っていたものは燃やすごみ ※容器包装以外のプラスチック製品は燃やすごみ
⑯使用済みてんぷら油 	天かすなどのごみを取り除く 使用済みのペットボトルなどに入れ、キャップをしっかりとめる ※エンジンオイルなどの鉱物油、ラードなどの動物性油は専門業者へ ※期限切れの食用油は封を開けずにそのまま出す

3R を推進しよう!

市では3Rを推進し、ごみの排出に占める**資源化量**を約**30%**にすることを目標にしています。

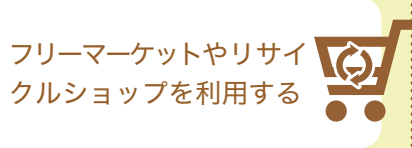
R リデュース Reduce 発生抑制

リデュースとは、ごみの発生そのものを抑制することです。ごみの発生を抑えることがごみの減量にはもっとも効果的です。



R リユース Reuse 再使用

リユースとは、一度使用したものを繰り返し使うことです。ごみとして廃棄する前に、再使用できないかを検討してみましょう。



R リサイクル Recycle 再生利用

リサイクルとは、資源化可能なものを新たなものに再生して利用することです。ごみに出す前にリサイクルできないか検討してみましょう。



食品ロス を削減しよう!

“**食品ロス**”とは、食べられるのに捨てられる食品のことです。食品ロスは市内の家庭から排出される生ごみのうちの**35%**を占め、1人1日あたりの食品ロス発生量は**58.6g**となります。

消費期限と賞味期限の違いを知ろう。



消費期限 期限を過ぎたら食べない方がよい期限

賞味期限 おいしく食べられることができる期限

*賞味期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。見た目やにおいから食べられるかどうか自分で判断しましょう。

買い物に行く前や週に一度は冷蔵庫の中身をチェック!



食べ切れる量を作り、残ってしまったら冷蔵・冷凍保存を活用しよう。



燃やすごみの中に捨てられていた食品の例

※平成29年度家庭系燃やすごみ組成調査より

マイクロプラスチックを考える！ ～未来に残そう豊かな海～

宗像は、古代から海とともに暮らし、海から様々な文化や幸をもたらされて発展してきました。市内には、鐘崎、神湊、大島、地島の4つの漁港があり、福岡県内でも有数の漁獲高を誇っています。しかし、近年、豊穰の海と言われる玄界灘に異変が起きています。市内の海岸には多数のごみが漂着し、マイクロプラスチックによる海洋汚染が問題になっています。

マイクロプラスチックとは、プラスチック製品が紫外線や熱、波によって碎けてできた大きさ5 mm以下のプラスチックの粒のこと。マイクロプラスチックを海の生物が取り込むことでの、生態系への悪影響が心配されています。

プラスチックによる海洋汚染をはじめとする様々な地球環境の問題は、もともとは私たちの生活や事業活動に大きく起因し、最終的に私たちの生活や事業活動に多大な影響を及ぼします。

***マイバッグを持ち歩き、スーパーやコンビニでレジ袋をもらわない。**

***飲み物は水筒に入れ、不必要にペットボトル製品を購入しない。**

地球環境を守るために、できることから始めてみましょう！



鐘崎の砂浜で採取した
マイクロプラスチック

重要なお知らせ 不要になった家財を処分される方へ

※市から「許可」を受けていない業者にごみの処理を依頼することはできません。

※ごみの処理は市が許可した「一般廃棄物処理業者」へ依頼してください。

家財や遺品の整理をする際や、家の解体・リフォームをする際に出てくる不要な家財。

この処理を便利サービス業者や遺品整理業者、解体・工事業者に一緒に依頼してしまうケースが増えています。

不要な家財は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」です。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、

「一般廃棄物」については、宗像市が許可した業者のみ

が、「産業廃棄物」については福岡県が許可した業者のみが取り扱うことができます。



家財や遺品の整理、家の解体・リフォームの際は注意してください！

一般廃棄物（ごみ）の処理を便利サービス業者や遺品整理業者、解体・工事業者に依頼した場合、ごみの処理を引き受けた業者は「無許可営業」となり、法律違反です。もし仮に業者が不法投棄などをした場合、ごみの処理を依頼した人も罰せられる可能性がありますので十分に注意してください。

